

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	健康増進事業事務(健康増進法による事業を除く独自事務) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、健康増進事業事務(健康増進法による事業を除く独自事務)における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和5年10月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業事務(健康増進法による事業を除く独自事務)
②事務の概要	<p>四條畷市は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)に基づく事業を除く独自事務として、成人健康診査、健康相談等を実施し、市民の健康増進を図るための事業を行っている。</p> <p>四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①健康増進事業の対象者であるかどうかの確認に関する事務②健康増進事業の対象者からの受診予約の受付並びに受診券の発行及び発送に関する事務③健康増進事業受診者の検診結果の登録に関する事務④健康増進事業の未受診者の把握及び勧奨通知に関する事務⑤健康増進事業の免除対象者への無料受診券の発行に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、住基システム、統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理(がん検診、健康診査)システム情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第2項 四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)別表第1の6の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	四條畷市 総務部 総務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四條畷市 健康福祉部 保健センター 〒575-0052大阪府四條畷市中野三丁目5番28号 電話:072-877-1231

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)	番号法第9条第2項 四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)別表第1の8の項	事後	
平成29年3月31日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年2月15日	平成29年3月15日	事後	
平成29年3月31日	II しきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年2月15日	平成29年3月15日	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健センター 所長 高津 和憲	保健センター 所長 豊留 利永	事後	
平成30年12月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成30年12月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月15日	平成30年3月31日	事後	
平成30年12月28日	II しきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年2月15日	平成30年3月31日	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)別表第1の8の項	番号法第9条第2項 四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)別表第1の6の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>四條畷市は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)に基づく事業を除く独自事務として、前立腺がん検診、乳がん検診(超音波検査)、成人健康診査、健康相談等を実施し、市民の健康増進を図るために事業を行っている。</p> <p>四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①健康増進事業の対象者であるかどうかの確認に関する事務 ②健康増進事業の対象者からの受診予約の受付並びに受診券の発行及び発送に関する事務 ③健康増進事業受診者の検診結果の登録に関する事務 ④健康増進事業の未受診者の把握及び勧奨通知に関する事務 ⑤健康増進事業の免除対象者への無料受診券の発行に関する事務</p>	<p>四條畷市は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)に基づく事業を除く独自事務として、成人健康診査、健康相談等を実施し、市民の健康増進を図るために事業を行っている。</p> <p>四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①健康増進事業の対象者であるかどうかの確認に関する事務 ②健康増進事業の対象者からの受診予約の受付並びに受診券の発行及び発送に関する事務 ③健康増進事業受診者の検診結果の登録に関する事務 ④健康増進事業の未受診者の把握及び勧奨通知に関する事務 ⑤健康増進事業の免除対象者への無料受診券の発行に関する事務</p>	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健センター 所長 豊留 利永	保健センター 所長	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目の新設	事後	
令和2年7月8日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成31年3月31日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月8日	II しきい値判断項目 1 取扱者数	平成31年3月31日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月8日	IV-8	内部監査	自己点検	事後	
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年9月12日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	健康管理システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム	健康管理システム、住基システム、統合宛名システム	事後	
令和4年9月12日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年9月12日	II しきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年9月29日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年9月29日	II しきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	